

告 示

埼玉県告示第千五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年十一月二十一日認可した。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

酒巻土地改良区

二 事務所所在地

行田市